

4

小売業者の役割

小売業者は消費者と製造業者を結ぶ役割です。

小売業者(家電販売業者)の役割

家電リサイクル法では、小売業者に対して、主に廃家電4品目の収集・運搬の役割を課しており、法の円滑な施行に当たっては小売業者の役割が大変重要です。

一方、小売業者が排出者(消費者等)から引き取った廃家電4品目を適切に管理し、製造業者等に引き渡すことは、排出者に対しての最低限の責任であり、家電の小売を営む上での社会的責任でもあるといえます。

ここでは、小売業者が廃家電4品目を取り扱うに当たり、遵守、留意すべき事項をまとめました。



家電リサイクル法の必要性

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

■排出者(消費者)からの引取義務

小売業者は、次に掲げる場合において、廃家電4品目を引き取ります。

- ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電4品目の引取りを求められたとき
- イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の廃家電4品目の引取りを求められたとき

■製造業者等(家電メーカー等)への引渡義務

小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、原則として、その対象機器の製造業者等(製造業者等が明らかでない時は指定法人)に引き渡します。

■収集・運搬料金の公表

小売業者は、廃家電4品目を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金についてあらかじめ公表します。

■管理票(家電リサイクル券)の発行等

小売業者は排出者から廃家電を引き取る際に、家電リサイクル券を発行し、その管理票の写しを排出者に交付します。また、製造業者等より回付された家電リサイクル券は適正に管理・保管の上、排出者の求めに応じて閲覧に供します。

* 家電リサイクル券についての詳細はP12およびP18をご覧ください。

小売業者が注意すべきこと

■収集運搬業務の委託について(17ページ参照)

小売業者は、排出者から廃家電を引き取り、指定引取場所に運び込むための収集運搬業務を他者に委託することができます。本業務の受託者は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業あるいは産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。その他の注意点は以下のとおりです。

- ・収集運搬業務を他者に委託する場合は、委託契約書を交わしましょう。
- ・受託者が収集運搬業務を再委託することは原則禁止されています。

■管理票の回付確認について(18ページ参照)

小売業者は、管理票(家電リサイクル券)に関する事務の一部を他者に委託することができます(保存や閲覧に関する事務は委託できません)が、製造業者等へ確実に引き渡されたかどうかを確認するため、管理票の回付確認を徹底しましょう。

■ポンプダウンについて(19、20ページ参照)

家庭用エアコン撤去時には、フロン類の漏出を防止するため、必ずポンプダウンを行いましう。

■リユースについて(15ページ参照)

排出者からの中古家電製品としての引取りは、小売業者が自ら家電製品として再度使用する、家電製品として再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合に限られます。現物を確認して、確実に使えるものだけを選び、それ以外は家電リサイクル法に基づき、製造業者等に引き渡しましょう。

家電リサイクル業務チェックリスト(参考リスト)



小売業者が家電リサイクル業務を行う上で遵守すべき事項を列挙しています。参考資料としてお使いください。

チェックリスト

- 1 収集・運搬料金は公表しているか(法第13条第1項) -----
- 2 公表した収集・運搬料金は適正な原価と消費者の排出を妨げることがない額か(法第13条第1項) -----
- 3 リサイクル料金、収集・運搬料金の照会への対応は迅速かつ丁寧か(法第13条第4項) -----
- 4 指定引取場所への収集・運搬の手段は適切か
(→15、16、17ページ参照)
 - ① 廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬の業の許可を得た者に委託しているか -----
 - ② 委託契約を文書で交わしているか -----
 - ③ 契約書に再委託禁止条項が含まれているか -----
 - ④ 管理票(家電リサイクル券)の事務の一部を委託(保存や閲覧に関する事務は委託できません。)している場合、小売業者自らが発行、回付等の状況をチェックしているか -----
- 5 「排出者から引き取った廃家電」「指定引取場所に引き渡した廃家電」「中古品として引き取った家電」の台数チェックがなされているか、また、台数に整合がとれているか -----
- 6 中古品として廃家電を引取る場合
(→15ページ参照)
 - ① 中古品としての引取基準(リユース基準)を設定しているか -----
 - ② リユース基準が適切であるか(当該基準により引き取った家電は中古品として確実に使用又は販売されることが必要であり、また、電気用品安全法に基づく技術基準を満たすこと等が必要) -----
- 7 管理票(家電リサイクル券)の写し(4番券)は排出者へ交付しているか(法第43条第1項) -----
- 8 管理票(家電リサイクル券)の保存は適切か(法第43条第4項)
 - ① 保存期間(3年)を遵守しているか -----
 - ② 閲覧に適した状態であるか -----
- 9 管理票(家電リサイクル券)の閲覧請求への対応は迅速かつ丁寧であるか(法第43条第5項) -----
- 10 管理票(家電リサイクル券)の回付(2番券)確認は適切に行われているか(法第43条第1項)
(→17、18ページ参照)
 - ① 回付確認を定期的に行っているか -----
 - ② 回付がない管理票の廃家電についての状況確認は行っているか -----
- 11 引き取った廃家電を一時保管している場合、保管状況は適切か
 - ① 保管期間が長すぎないか -----
 - ② 荷崩れが起きないようにされているか -----
 - ③ 盗難を防ぐ措置がとられているか -----
- 12 廃エアコンの取り外しの際、冷媒フロンポンプダウンを確実に実施しているか、また、廃エアコンの取り外しを他者に委託している場合、ポンプダウンを指示しているか。 -----
(→19、20ページ参照)

リユースする場合に小売業者が留意する事項



製造業者等への引渡しについて

家電リサイクル法に基づいて排出者から引き取った廃家電4品目は、下記②の場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき、製造業者等が指定する指定引取場所に搬入し、製造業者等に引き渡さなければなりません。

製造業者等以外の者への引渡しについて

上記①の例外として、以下の3つの場合には、排出者から引き取った廃家電4品目を製造業者等に引き渡さなくても良いことが、家電リサイクル法施行規則第3条に定められています。

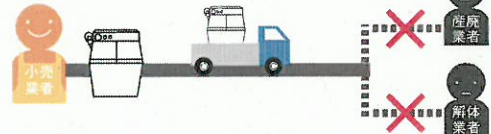
- (1) 廃家電4品目（排出者から引き取った廃家電4品目）を家電として自ら再度使用する場合
- (2) 排出者から引き取った廃家電4品目を家電として再度使用する者に有償又は無償で譲渡する場合
- (3) 排出者から引き取った廃家電4品目を中古品販売業者に有償又は無償で譲渡する場合

上記(2)及び(3)を目的として引き取った場合において、排出者から引き取った廃家電4品目を以下のように取り扱った場合には、家電リサイクル法第10条違反となります。

- ① 排出者から引き取った廃家電4品目を、収集運搬料金、手数料、仲介料等費用の名目にかかわらず料金を支払って、中古品販売業者などの他の者に引き渡した場合



- ② 排出者から引き取った廃家電4品目を、有償又は無償で譲渡した場合であっても、廃家電として再度使用する者以外の者並びに中古品販売業者以外の者（部品や部材を取り出すために解体する等）に、譲渡した場合



なお、廃家電4品目を引き取る際には、上記(1)～(3)に掲げる場合に該当するかどうかについて、排出者に十分ご説明をお願いいたします。

その他の留意事項

その他、廃家電4品目を中古品販売業者に引き渡す等の場合には、以下に留意する必要があります。

- (1) (3)の場合において、例えばおおよそ販売ができる見込みがない廃家電4品目を中古品販売業者に有償又は無償で譲渡することは、譲渡した小売業者が家電リサイクル法第10条違反となる可能性があります。
- (2) (1)～(3)の場合において、排出者から家電リサイクル法第19条に基づき製造業者等が請求する料金及び家電リサイクル法第11条に基づき小売業者が請求する料金を徴収して引き取った廃家電4品目は製造業者等に引き渡さなければなりません。^{*}
- (3) (2)及び(3)の場合には、小売業者は古物営業法の規制を受けると考えられます。

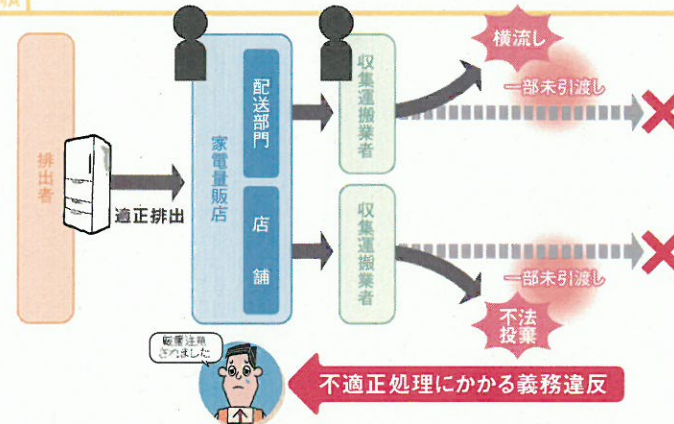
*小売業者がリサイクル料金を徴収して製造業者等以外に引き渡した場合には、当該行為を行った小売業者が家電リサイクル法第10条に違反したこととなり、また、このような場合には、詐欺、債務不履行又は不当利得に該当する可能性があると考えられ、消費者に料金の返還請求権が発生することになると考えられます。

安易な引渡しは不適正処理の原因になります

不適正処理の例

家電リサイクル法施行後、不適正処理が起きてしまった例として、次のようなケースがありました。

事例A

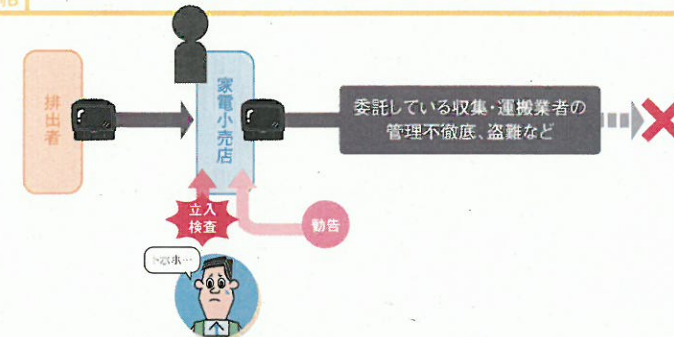


大手家電量販店(株式会社)が引き取った廃家電の一部が製造業者等に引き渡されていないことを経済産業省と環境省に報告しました。

同社の報告によると、それらの一部は委託する収集運搬業者によって横流しがされていました。また、家電リサイクル券の適切な取り扱いが徹底されていませんでした。

さらに、ある店舗でも冷蔵庫数台が、委託する収集運搬業者によって不法投棄されていたということです。同社には家電リサイクル法第10条に基づき小売業者の引渡義務違反により、厳重注意とともに、一年間の廃家電の引取・引渡状況等の報告が求められました。

事例B



環境事務所及び経済産業局が立入検査を実施したところ、家電リサイクル法に基づき引き取った廃家電の一部が製造業者等に引き渡されていないことが判明しました。

他の系列店の処理状況について任意に聴取したところ、その他の廃家電の一部についても製造業者等に引き渡されていないことが判明し、小売業者に特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき旨の勧告を行うとともに、報告を求めました。

適正な収集及び運搬について

① 小売業者自らが行う廃家電4品目の収集及び運搬の特例について

小売業者が行う引取り及び引渡し行為は、廃棄物の収集・運搬行為にあたります。廃棄物処理法上、廃棄物の収集・運搬については、一般廃棄物の場合は市町村長の、産業廃棄物の場合は都道府県知事等の許可が必要ですが、小売業者については、営業活動の範囲が市町村や都道府県の管轄する区域を超える場合があり、廃家電4品目の収集・運搬をすることになるため、家電リサイクル法に基づく廃家電4品目の収集・運搬に限り、廃棄物処理法上の許可を不要とする特例が設けられています。



② 小売業者による廃家電4品目の収集及び運搬の委託について

小売業者が廃家電4品目の収集及び運搬を委託する場合には、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬の業の許可を得た者に委託して行わなければなりません。したがって、既に委託先が商品である家電を運送しているなど通常の営業関係を有している場合においても、この者が廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬の業の許可を得ていることが必要です。

なお、小売業者の委託を受けて家電4品目を収集・運搬する場合には、家電リサイクル法の特例により、産業廃棄物の収集・運搬又は一般廃棄物の収集・運搬のどちらかについて許可を受けていれば、一般廃棄物、産業廃棄物どちらに該当する廃家電4品目でも収集・運搬することができます。

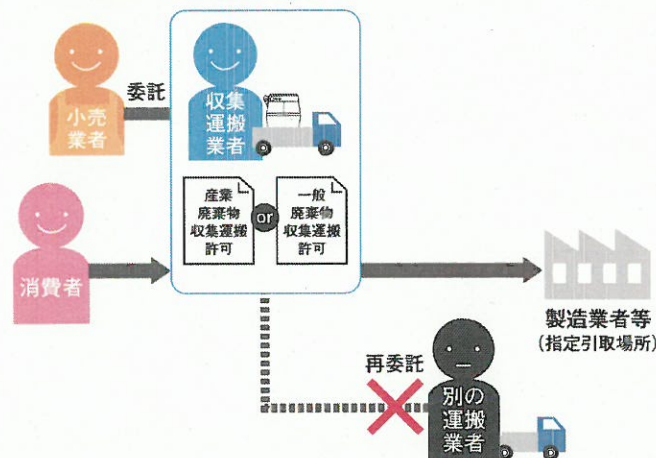


③ 廃棄物収集運搬業者が行う収集及び運搬の再委託の禁止

通常の廃棄物の処理を行う場合と同様に、廃棄物処理法の規定を遵守する必要があります。特に小売業者から委託を受けた家電4品目の収集及び運搬の更なる委託は、廃棄物処理法第7条第14項及び第14条第14項に抵触するものであり、行ってはいけません。

④ 小売業者及び廃棄物収集運搬受託者の従業員への引渡義務に係る教育の徹底

小売業者の引渡義務については、小売業者の経営中枢が熟知するばかりでなく、実際に廃家電4品目の取扱いを担うこととなる小売業者及び収集運搬受託者の従業員が十分理解することが必要であり、家電リサイクル法に定められた引渡義務や廃棄物処理法等関係法令遵守等の教育を徹底してください。



管理票(家電リサイクル券)による廃家電4品目の管理

家電リサイクル法において、廃家電4品目が小売業者からリサイクル義務者である製造業者等に適切に引き渡されることを確保するため、管理票制度が設けられています。現在、財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターが管理票にリサイクル料金の徴収機能を追加した「家電リサイクル券」の運用を行っており、小売業者は廃家電4品目の引取り及び引渡しにあたっては、家電リサイクル券の適正な運用・管理が必要です。



① 廃家電4品目の引取り及び引渡し適正管理

小売業者は、製造業者等から回付された家電リサイクル券を、排出者に家電リサイクル券の写しを交付した控えや同券に係るPOS(販売時点管理システム等)入力データと突き合わせるなどによって、確実な廃家電4品目の指定引取場所での引渡しを確認するようにしてください。

また、小売業者は、家電リサイクル券の書き損じ、排出者による廃家電4品目の排出の取りやめ、家電リサイクル券の紛失等の事態に備えた対策を事前に各従業員によく理解してもらうなど、家電リサイクル券による廃家電4品目の引取り及び引渡しの適正管理を徹底して下さい。

② 収集及び運搬を委託した場合の家電リサイクル券の管理体制の構築

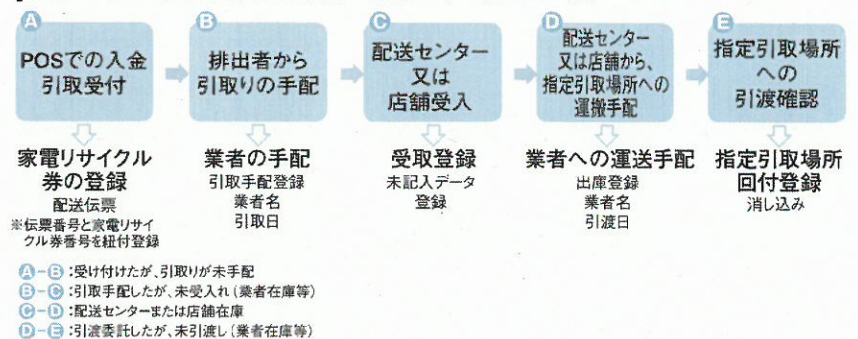
小売業者は、家電リサイクル券に係る事務を廃棄物収集運搬業者に委託する場合には、廃家電4品目を排出者から引き取る際の家電リサイクル券の写しの確実な交付、指定引取場所での引き渡す際に回付された家電リサイクル券の小売業者への速やかな引渡し等、適正な管理体制の構築に努めてください。

なお、家電リサイクル券に係る事務のうち、

- ① 排出者に対する家電リサイクル券の写しの交付(法第43条第1項)
- ② 製造業者等に対する家電リサイクル券の交付(同条第2項)
- ③ 製造業者等からの家電リサイクル券の回付の受領(同条第3項)を委託することができます。しかし、
- ④ 回付された家電リサイクル券の保存(同条第4項)
- ⑤ 排出者からの閲覧の申出への対応(同条第5項)

は、小売業者自らが行わなければなりません。

家電リサイクル券管理(大型量販店の情報システム管理の一例)



出典：(財)家電製品協会「家電リサイクル券システム課題等検討会中間とりまとめ」

家庭用エアコン撤去時のポンプダウンの徹底

家庭用エアコン撤去時のポンプダウンの徹底のお願い

セパレート型エアコンの室内ユニット内や接続配管の中に、相当量の冷媒フロンが蓄積されています。これらの冷媒フロンを室外ユニット側に回収することなく接続配管を取り外しますと、室内ユニットや接続配管内の冷媒フロンを大気中に放散してしまいます。

小売業者は、家庭用エアコンの撤去時には、必ず冷媒フロンのポンプダウンを実施し、回収を行うよう徹底してください。特に、工事業者へ家庭用エアコンの撤去を委託している場合は、ポンプダウンを必ず行うよう工事業者へ指導してください。

家庭用エアコンの冷媒フロン

家庭用ルームエアコンには、主に次のフロン類が冷媒として使用されています。

【ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) R22】

オゾン層破壊係数は最も破壊力の強いフロンであるCFC-12の約20分の1で、地球温暖化係数は二酸化炭素 (CO₂) の1,700倍あります。

【混合冷媒R410A (HFC)】

HFC-32とHFC-125の混合冷媒で、オゾン層は破壊しませんが、地球温暖化係数が二酸化炭素 (CO₂) の1,730倍あります。

ポンプダウンの方法

セパレート型エアコンの取り外し時には、室内機や冷媒配管に蓄積されている冷媒フロンを室外機の側に回収するため、次の要領でポンプダウン作業をしてください。

- ① 太管側 (ガス側) 3方弁のチャージポートに圧力計 (ゲージマニホールド) を取り付けます。
- ② 細管側 (液側) 2方弁を全閉にします。
- ③ エアコンを冷房運転または強制冷房運転させてください。なお、暖房運転ではポンプダウンできません。
- ④ 圧力計がほぼ0Mpa (0kgf/cm²) になるまで運転してください。圧力計がない場合は、約5分間運転してください。
- ⑤ 太管側 (ガス側) の3方弁を全閉にし、エアコンの運転を停止させてください。
- ⑥ 圧力計 (ゲージマニホールド) を取り外し、接続配管を外してください。

また、何等かの理由でポンプダウンが出来ない場合は、必ず太管側 (ガス側) と細管側 (液側) のバルブを両方全閉にしてから、接続配管を取り外してください。このとき、室内機と配管に蓄積されている冷媒フロンを冷媒回収装置で回収するよう努めてください。

フロン類の排出抑制が求められています

国際的なフロン類排出抑制対策

オゾン層破壊物質であるHCFC-22等のフロン類は、ウィーン条約 (1985年) およびモントリオール議定書 (1987年) によって、国際的に生産量と消費量の削減が義務付けられています。日本はオゾン層保護法 (1988年) を制定し、生産・輸出入を規制しながら、その需要を着実に削減してきました。

また、R410A等の代替フロン類は、二酸化炭素 (CO₂) の数百倍～数万倍の温暖化効果があることから、1997年気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) で排出削減に取り組むことが合意されました。日本は地球温暖化対策推進法 (1998年) を制定し、温室効果ガスの排出抑制等に取り組んでいます。

国内におけるフロン類排出抑制対策

我が国では、フロン類の大気中への排出抑制について、オゾン層保護法による生産等の規制に加えて、フロン類を含む機器等の使用実態に応じて排出抑制を図る法制度の整備が進んでいます。

具体的には家庭用エアコン、冷蔵庫・冷凍庫については家電リサイクル法、業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器についてはフロン回収破壊法、自動車用エアコンについては自動車リサイクル法により、フロン類の回収・破壊等の対策が講じられています。

特に、家電リサイクル法について、小売業者に対しては、同法に基づき定められた基本方針により、収集・運搬に当たり冷媒として使用されていたフロン類の漏出を防止するよう求めています。

